

広島県告示第六百六十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第四十九条の規定によつて、生活保護法による医療を担当する機関として、次のものを指定した。

平成二十二年八月二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
谷本医院	呉市吉浦宮花町七番一―号	平成二二年七月一日
東広島整形外科クリニック	東広島市西条町御園宇四二八一番地一	平成二二年七月一日
いとつ歯科クリニック	東広島市安芸津町三津四二〇九番地九	平成二二年六月一日
かねだ歯科	江田島市江田島町鷺部二丁目一―番二号	平成二二年五月一日
株式会社広島メディクス ももたろう薬局焼山店	呉市焼山中央二丁目九番一〇号	平成二二年七月一日
ももたろう薬局吉浦店	呉市吉浦宮花町七番一―号	平成二二年七月一日